

令和3年3月定例会
(2021年)

議案書①

2月24日提出

【補正予算】

市議案第2号

令和2年度豊中市一般会計補正予算第15号

令和2年度豊中市一般会計の補正予算第15号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,788,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年(2021年)2月24日提出

豊中市長 長内 繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		80,931,749	69,604	81,001,353
	1 国庫負担金	31,227,671	49,104	31,276,775
	2 国庫補助金	49,617,142	20,500	49,637,642
20 繰越金		3,514,175	49,104	3,563,279
	1 繰越金	3,514,175	49,104	3,563,279
歳入合計		208,670,136	118,708	208,788,844

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		13,122,694	98,208	13,220,902
	1 保健衛生費	9,035,939	98,208	9,134,147
10 教育費		15,515,394	20,500	15,535,894
	4 社会教育費	3,068,781	20,500	3,089,281
歳出合計		208,670,136	118,708	208,788,844

市議案第 3 号

令和 2 年度豊中市一般会計補正予算第 1 6 号

令和 2 年度豊中市一般会計の補正予算第 1 6 号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,869,614 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 211,658,458 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」による。

(繰越明許費)

- 第 4 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 4 表繰越明許費」による。

令和 3 年 (2 0 2 1 年) 2 月 2 4 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		2,317,000	1,936	2,318,936
	4 森林環境譲与税	30,000	1,936	31,936
7 地方消費税交付金		8,450,000	△423,700	8,026,300
	1 地方消費税交付金	8,450,000	△423,700	8,026,300
13 分担金及び負担金		1,550,656	6,406	1,557,062
	1 負担金	1,550,656	6,406	1,557,062
15 国庫支出金		81,001,353	1,760,816	82,762,169
	1 国庫負担金	31,276,775	94,941	31,371,716
	2 国庫補助金	49,637,642	1,665,875	51,303,517
16 府支出金		12,296,737	89,000	12,385,737
	2 府補助金	2,811,864	89,000	2,900,864
18 寄附金		263,208	34,245	297,453
	1 寄附金	263,208	34,245	297,453
19 繰入金		6,044,892	△15,789	6,029,103
	2 基金繰入金	5,416,166	△15,789	5,400,377
22 市債		10,546,931	1,416,700	11,963,631
	1 市債	10,546,931	1,416,700	11,963,631
歳入合計		208,788,844	2,869,614	211,658,458

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		59,257,135	629,095	59,886,230
	1 総務管理費	56,468,440	629,095	57,097,535
3 民生費		86,493,413	14,360	86,507,773
	1 社会福祉費	17,297,272	54,000	17,351,272

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	34,568,263	△39,640	34,528,623
4 衛生費		13,220,902	245,272	13,466,174
	1 保健衛生費	9,134,147	245,272	9,379,419
8 土木費		11,416,854	160,505	11,577,359
	3 道路橋梁費	3,205,999	246,000	3,451,999
	6 都市計画費	2,659,139	△85,495	2,573,644
9 消防費		4,948,033	17,375	4,965,408
	1 消防費	4,948,033	17,375	4,965,408
10 教育費		15,535,894	490,025	16,025,919
	1 教育総務費	3,017,063	9,245	3,026,308
	2 小学校費	7,183,853	426,424	7,610,277
	3 中学校費	2,245,697	54,356	2,300,053
12 諸支出金		4,390,404	1,312,982	5,703,386
	1 財政調整基金積立金	4,205,152	1,312,982	5,518,134
歳出	合計	208,788,844	2,869,614	211,658,458

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
新勝部橋改修工事	令和3年度～4年度	159,000 千円

第 3 表 地方債補正

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法			
	補正前	補正後			償還期限	据置期間	償還方法	その他
水道事業	千円 161,900	千円 198,500	普通貸借 又は 証券発行	%以内 2.0	年以内 30	年以内 5	年賦又は 半年賦、 元金均等 又は元利 均等、そ の他	市財政の都合に より据置期間およ び償還期限を短縮 し、もしくは繰上 償還又は低利に借 換えすることがで きるものとし、借 入先の融通条件が あるときはこれに 従うことができる。
道路橋梁 新設改良事業	610,300	627,800	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上
道路舗装事業	0	45,500	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上
都市再開発事業	105,300	64,000	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上
公園整備事業	92,900	104,300	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上
小学校施設 整備事業	130,900	215,400	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上
中学校施設 整備事業	86,300	88,600	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上
減収補てん債	0	1,260,200	同 上	2.0	30	3	同 上	同 上

第4表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎整備事業 (本庁舎整備事業)	122,711
		134,706	
民生費	社会福祉費	体育施設整備事業 (高川スポーツルーム整備事業)	11,995
		人権平和センター整備事業 (人権平和センター豊中改修事業)	69,648
障害者福祉施設整備事業 (障害者福祉施設整備補助)		54,000	
介護予防センター整備事業 (介護予防センター整備事業)		17,370	
		老人憩の家整備事業 (老人憩の家整備事業)	6,913
	児童福祉費	公立こども園整備事業 (公立こども園空調設備設置事業)	18,962
土木費	道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業 (道路・橋梁小改良) (千里地区歩路橋改修事業) (道路橋長寿命化事業) (利倉橋整備事業)	121,921
		道路舗装事業 (路面下空洞調査事業) (主要道路舗装事業) (神崎刀根山線舗装事業)	199,000
	都市計画費	都市再開発事業 (千里中央地区再整備事業) (庄内・豊南町地区住宅市街地総合整備事業)	37,078
		公園整備事業 (公園安全安心対策事業)	36,300
			73,378

款	項	事業名	金額
土木費	住宅費	住宅整備事業 (市営岡町北住宅1・2棟整備事業)	28,998
教育費	教育総務費	小中一貫校整備事業 ((仮称)庄内さくら学園整備事業) ((仮称)庄内さくら学園整備事業(学校用地取得))	212,110
	小学校費	小学校管理事業 55,600 (小学校学校配当(学校教育活動継続支援)) 小学校施設整備事業 370,824 (エレベーター設置事業(小学校施設整備費)) (校舎設備改修事業(小学校施設整備費)) (給食室配膳室改修事業(小学校施設整備費)) (第二次トイレ改修事業(小学校施設整備費)) (体育館改修事業(小学校施設整備費)) (事務費(小学校施設整備費))	426,424
	中学校費	中学校管理事業 23,200 (中学校学校配当(学校教育活動継続支援)) 中学校施設整備事業 31,156 (校舎設備改修事業(中学校施設整備費)) (事務費(中学校施設整備費))	54,356
	社会教育費	図書館整備事業 (図書館設備更新工事)	16,682

市議案第 4 号

令和 2 年度豊中市病院事業会計補正予算第 5 号

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度豊中市病院事業会計の補正予算第 5 号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 2 年度豊中市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第 1 款 病院事業収益	21,524,408 千円	2,000 千円	21,526,408 千円
第 2 項 医業外収益	1,816,196 千円	2,000 千円	1,818,196 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第 1 款 病院事業費用	21,485,075 千円	2,000 千円	21,487,075 千円
第 1 項 医業費用	21,192,190 千円	2,000 千円	21,194,190 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 8 5, 2 2 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 9, 4 3 8 千円及び過年度分損益勘定留保資金 6 9 5, 7 8 9 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 9 0, 2 2 7 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 9, 4 3 8 千円及び過年度分損益勘定留保資金 7 0 0, 7 8 9 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第 1 款 資本的収入	1,681,346 千円	13,000 千円	1,694,346 千円
第 3 項 寄附金	5,000 千円	13,000 千円	18,000 千円

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
第1款 資本的支出	2,466,573 千円	18,000 千円	2,484,573 千円
第3項 投資	0 千円	18,000 千円	18,000 千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「439,288千円」を「441,288千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第5条 予算第10条中「5,539,268千円」を「5,541,268千円」に改める。

令和3年(2021年)2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

市議案第5号

令和2年度豊中市公共下水道事業会計補正予算第3号

(総則)

第1条 令和2年度豊中市公共下水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 令和2年度豊中市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	支		出	
(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)	
第1款 下水道事業費用	16,651,665千円	5,000千円	16,656,665千円	
第1項 営業費用	16,193,607千円	5,000千円	16,198,607千円	

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中「不足する額2,569,946千円」を「不足する額2,576,166千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額295,176千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額297,405千円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,274,770千円」を「当年度分損益勘定留保資金2,278,761千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収		入	
(科目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)	
第1款 資本的収入	2,687,264千円	18,300千円	2,705,564千円	
第1項 企業債	1,732,200千円	18,300千円	1,750,500千円	

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
第1款 資本的支出	5,257,210 千円	24,520 千円	5,281,730 千円
第1項 建設改良費	3,452,963 千円	24,520 千円	3,477,483 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた企業債のうち、流域下水道建設負担金の項を次のとおり補正する。

起債 の 目 的	限度額		起債 の 方 法	利率	償 還 の 方 法			
	補正前	補正後			償還 期限	据置 期間	償還方法	その他
流域下水道 建設負担金	千円 152,400	千円 170,700	普通貸借 又は 証券発行	%以内 2.0	年以内 40	年以内 5	年賦又は半 年賦、元金 均等又は元 利均等、そ の他	財政の都合に より据置期間 および償還期 限を短縮し、 もしくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができ ることとし、借 入先の融通条 件があるとき はこれに従う ことができる。

令和3年(2021年)2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹